

とりしん教育ローン

2023年6月1日現在

1. 商品名	とりしん教育ローン（一括借入型）
2. ご利用いただける方	<p>当金庫の営業地区内に住所か居所を有する方、または地区内の事業所に勤務されている方および個人事業者の方で、下記の条件をすべて満たし、（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満18歳以上の方 ・安定した収入のある方 <p>※派遣社員、パート、年金受給者の方もご利用いただけます。 ※自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績がある方。 [プライムプラン・金利優遇]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に加えて、次のいずれかを満たす方 <p>ア. 本件ローンをインターネットからお申込みされた方</p> <p>イ. 申込日時点またはご融資実行日時点で、AまたはBのいずれかを満たす方</p> <p>A. 当金庫の下記①～③のローンをご利用の方で、ご融資実行日から6か月以上経過し、かつ直近の返済に延滞のない方、もしくは完済後3年以内の方</p> <p>①すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン ②すべてのしんきん保証基金保証付フリーローン ③すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン</p> <p>B. 当金庫のしんきん保証基金保証付カードローンを契約中の方、もしくは新規契約される方（新教育カードローンは除きます。）</p>
3. お使いみち	<p>お申込人またはそのお子さま・孫・被扶養家族が次の①～③の資金としてご利用いただけます。</p> <p>① 就学される学校（教育施設）への1年分の納付金</p> <p>② 教材代、引越費用、下宿費用、受験費用等の就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内）</p> <p>③ 教育関連借入金の借替資金〔申込人本人が、当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等（消費者金融は除く）から借り入れたもの〕。ただし、当金庫の新教育カードローンは除きます。</p> <p>※①と②は、申込日時点で支払い日から3ヶ月以内に限りお支払済みの資金も対象となります。</p>
4. ご融資金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	3か月以上16年以内
6. ご融資利率	当金庫所定の固定金利
7. ご返済方法	<p>元金均等返済または元利均等返済</p> <p>※融資金額の50%以内まで、6ヶ月毎のボーナス増額返済も可能です。</p> <p>※ご返済日は、毎月5日・15日・25日のいずれかとなります。</p> <p>※元金返済の据置期間は卒業予定月までとなります。</p>
8. 保証人・担保	（一社）しんきん保証基金が保証しますので不要です。
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は、ご融資利率に含まれています。 ・繰上返済時およびその他条件変更時には別途手数料がかかる場合があります。
10. 金利情報の入手方法	ホームページに表示しています。 または当金庫の本支店までお問合せください。
11. 返済試算額の入手方法	店頭にてお申し出いただければ返済額を試算いたします。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。 ・ご契約の際には、ローン契約書にご融資金額に応じた印紙を貼付願います。
13. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
14. 紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>